

海老名市立小中学校
熱中症予防ガイドライン
(2025. 6. 16)

海老名市教育委員会

はじめに

学校の熱中症対策については、これまでも子どもたちが安全な環境で安心して学校教育活動に取り組めるよう、環境省及び文部科学省の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等に則り行ってまいりました。

近年、地球温暖化に伴い、夏から秋にかけて全国各地で熱中症の疑いにより医療機関を受診する事案が発生しています。今後も全国的に高温が予想されることや、海老名市では2014年と2024年に熱中症疑いによる児童の集団救急搬送の事案があったことを踏まえ、これまでと同様の学校教育活動を続けることは困難であると認識しています。そこで、海老名市では「未然防止」「早期対応」をキーワードに更なる対策をとることといたしました。

学校では引き続き子どもたちの命と健康を守ることを大前提とするとともに、子どもたちの学びの保障もしていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症対策時と同様に、熱中症について正しく理解し、正しく恐れて、学校教育活動を継続していくという考え方は、これまでと変わるものではありません。

市内小中学校においては、それぞれの学校で工夫した取組を継続していただきたいと思います。

なお、本ガイドラインについては、日々状況が変化していくことが見込まれることから市内小中学校の対応について、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直していくものとします。

目 次

1. 熱中症対策の基本方針について	3
2. 熱中症について	4
3. 基本的な熱中症予防対策について	7
4. 行動指針について	11
5. 活動場面ごとの熱中症予防対策について	13
6. 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート発出時について…	15
7. 熱中症特別警戒アラート発出時の連絡について	19
8. 熱中症発生時の対応について	20

【参考資料等】

- ◆環境省・文部科学省 学校における熱中症ガイドライン作成の手引き 令和3年5月
追補版 令和6年4月
- ◆神奈川県教育委員会 神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン 令和6年改訂版
- ◆環境省 熱中症環境保健マニュアル 2022
- ◆環境省 「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」
- ◆環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ◆公益財団法人日本スポーツ協会 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」令和元年5月改訂
- ◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 - 」(平成31年3月)

【参考自治体】

- 川崎市教育委員会
- 小田原市教育委員会
- 大和市教育委員会

1. 熱中症対策の基本方針について

熱中症対策の基本については、環境省及び文部科学省の考え方と変わるものではありませんが、海老名市立小中学校では次の事項を基本方針とします。

1. 「未然防止」「早期対応」をキーワードに安全・安心な学習及び運動環境となることを最優先に考えます。
2. 暑さ指数（WBGT）の数値をもとに、環境評価を行い、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」及び日本スポーツ協会による「熱中症予防運動指針」に則って活動内容を計画したり見直しを行います。
3. 活動ごとの場面に応じた対応がとれるようにします。
4. 登下校中においても必要な配慮を行っていきます。
5. 放課後の活動（部活動、あそびっ子クラブ等）においても必要な配慮を行っていきます。

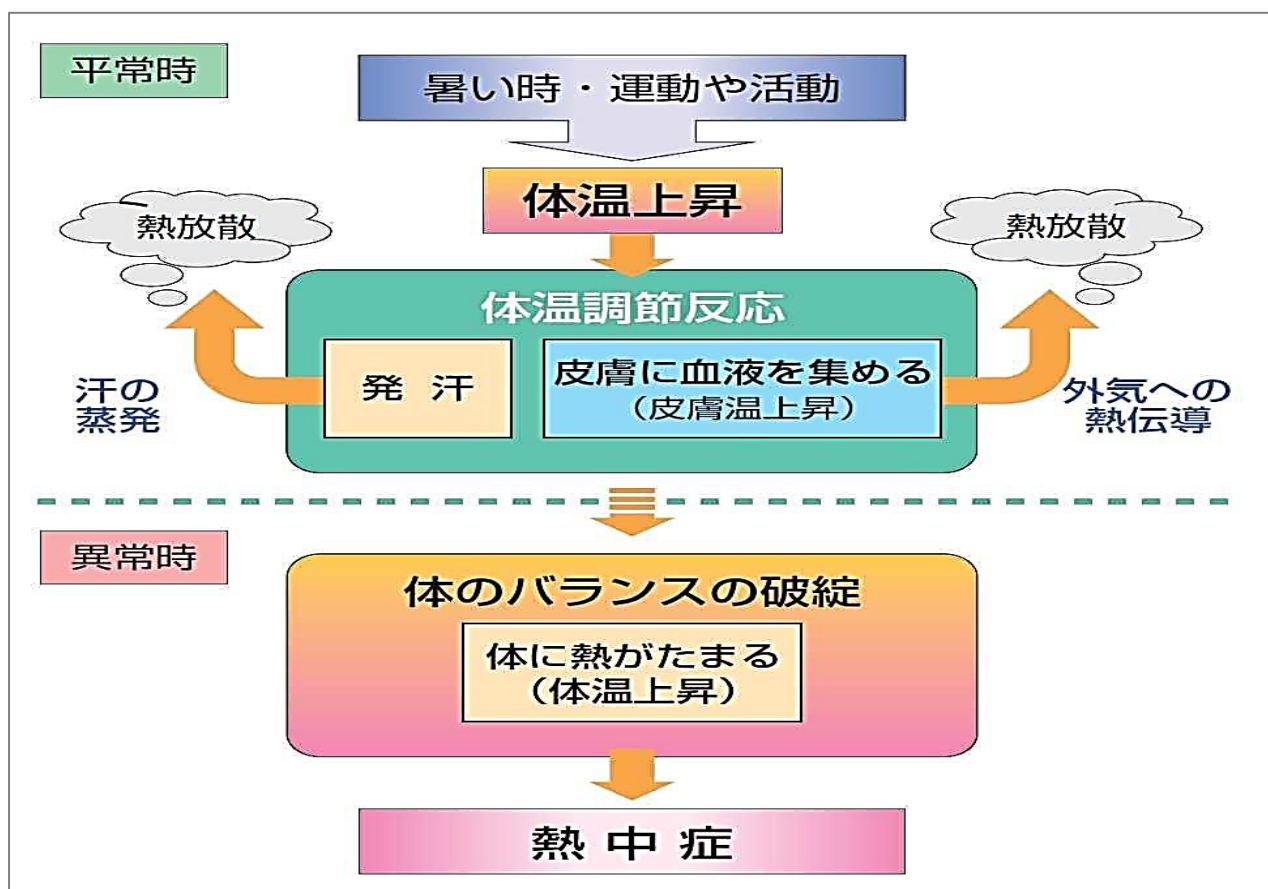
2. 熱中症について

熱中症とは

私たちの体は、運動や体の営みによって常に熱が産生されるので、暑熱環境下でも、異常な体温上昇を抑えるための効率的な体温調節機能が備わっています。暑い時には、自律神経を介して末梢血管が拡張します。そのため皮膚に多くの血液が分布し、外気への放熱により体温低下を図ることができます。

また汗をかくことで、「汗の蒸発」に伴って熱が奪われる（気化熱）ことから体温の低下に役立ちます。汗は体にある水分を原料にして皮膚の表面に分泌されます。このメカニズムも自律神経の働きによります。（図 1-1 熱中症の起こり方）

このように私たちの体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動すること、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウムなど）が失われるなどの脱水状態になることに対して、体が適切に対処できなければ、筋肉のこむら返りや失神（いわゆる脳貧血：脳への血流が一時的に滞る現象）を起こします。そして、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れてしまえば、体温が急激に上昇します。このような状態が熱中症です。



(図 1-1 熱中症の起こり方)

熱中症の発生原因

熱中症の発症には、環境（気温、湿度、輻射熱、気流等）及び体（体調、年齢、暑熱順化の程度等）と行動（活動強度、持続時間、水分補給等）の条件が複雑に関係しています。

以下の状態に当てはまる場合は、熱中症のリスクが高くなります。（図 1-2 熱中症の起こり方）また、現代の子どもたちは、空調が整った環境で育っているため、汗腺が未発達の子が多いと言われています。自分（教員）が大丈夫でも、汗をかきにくいことを考慮して、状況把握に努める必要があります。



図 1-2 熱中症の起こり方

熱中症の症状及び重病度分類

熱中症は、「暑熱環境にさらされた」状況下での体調不良です。軽症の場合「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などを生じますが、意識ははっきりしています。中等症では、全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢等の症状が見られます。重症では高体温に加え意識障害がみられます。けいれん、肝障害や腎障害も合併し、最悪の場合には死亡する場合があります。

熱中症の症状には、典型的な症状が存在しません。暑さの中にいて具合が悪くなった場合には、まず、熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関へ搬送するなどの措置を講じるようにします。(図 1-3 日本救急医学会熱中症分類)

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類	
I 度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 ➡冷所での安静、体表冷却、経口的に水分とNaの補給	熱痙攣 熱失神	I 度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK
II 度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下 (JCS ≤ 1)		医療機関での診療が必要 ➡体温管理、安静、十分な水分とNaの補給(経口摂取が困難なときには点滴にて)	熱疲労	II 度の症状が出現したり、I 度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する(周囲の人が判断)
III 度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C) 中枢神経症状(意識障害 JCS ≥ 2、小脳症状、痙攣発作) (H/K) 肝・腎機能障害(入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害) (D) 血液凝固異常(急性期DIC診断基準(日本救急医学会)にてDICと診断) ➡III度の中でも重症型		入院加療(場合により集中治療)が必要 ➡体温管理(体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC 治療	熱射病	III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診療・検査により診断される

図 1-3 日本救急医学会熱中症分類 (出典：日本救急医学会：熱中症診療ガイドライン 2015)

3. 基本的な熱中症予防対策について

予防の5原則

熱中症は生命にかかわる病気ですが、予防について正しく理解していれば防ぐことができます。

日常生活における予防は、「脱水と体温の上昇を抑えること」が基本です。

そのためには、こまめに水分を補給することや、身体（体調、暑さへの慣れ）への配慮と行動の工夫（暑さを避ける、活動（運動）の強さ・時期・持続時間）、および衣服の工夫が必要です。また「熱中症になりやすい人」等の個人の条件も配慮することが必要です。

<熱中症予防の5原則>

- 1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと。
- 2 暑さに徐々に慣らしていくこと。
- 3 個人の条件を考慮すること。
- 4 服装に気を付けること。
- 5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること。

熱中症豆知識 ～水分補給と、徐々に暑さに慣らすことの重要性～



体温を下げるためには、汗が皮膚表面で蒸発して身体から気化熱を奪う（気化熱）ことができるように、しっかりと汗をかくことが重要です。汗の原料は血液中の水分や塩分なので、体温調節のためには、汗で失った水分や塩分を適切に補給する必要があります。

熱中症は、梅雨入り前の5月頃から発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向があります。暑い環境での運動や作業を始めて3～4週間経つと、汗をかくための自律神経の反応が速くなり、体温上昇を防ぐのが上手になってきます。暑い時は無理せずに、徐々に暑さに慣れるようにする工夫が必要です。急激に暑くなった日など、身体が暑さに慣れていない時期は十分に注意が必要です。



＜海老名市版熱中症予防の5原則＞

(1) 環境評価を行い、指針に則って活動・運動等を行うこと

- 活動前には、POTekaにて暑さ指数（WBGT）を確認する。
- 「日常生活における熱中症予防指針」「熱中症予防運動指針」に照らし合わせ、活動内容を計画及び見直す。
- 長時間活動する場合は活動開始前と1時間を超えて活動をする場合は1時間ごとに暑さ指数（WBGT）を確認する。
- 気象条件に応じた運動量（強度と時間）にする。
- 30分に1回は休憩をとるようにする。
- こまめに水分・（塩分補給）をする。

(2) 暑さに徐々に慣らししていくこと

- 急に暑くなった時は運動強度を低くし、週間予報等の気象情報を考慮した1週間の活動計画にする。

(3) 個人の状態や体調を考慮すること

- 活動前・活動中に、児童生徒の体調チェックを行い、教職員が把握をする。
- 運動中・運動後に体調不良がみられた場合には、直ちに申し出るようにする。

(4) 服装・装具の配慮をすること

- 軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材のものにする。
- 休憩時には装具類をはずしたり、緩めたりし、体の熱を逃がす。

(5) 具合が悪くなった場合には早めに処置をすること

- すぐに活動を中止し、クーラーが効いている室内に避難させ身体冷却をする。
- 教職員は、熱中症の疑わしき段階から管理職へ報告をする。
- 教職員は、熱中症の疑わしき段階から保護者へ連絡をする。
- 応答が鈍い、言動がおかしいなどの症状がみられる場合には直ちに医療機関へ搬送する。

指導上の留意点

熱中症は、生命を脅かす危険があり、教育活動において十分な配慮が必要であることを、教職員一人ひとりが自覚することが重要です。職員会議・職員研修等の機会を活用して、各学校における予防対策や緊急時の体制等について教職員全体で周知・徹底を図ります。

（１）活動前の暑さ指数（WBGT）の確認

市が設置する気象観測・情報提供サービス POTEKA にて暑さ指数（WBGT）の確認をし、「日常生活における熱中症予防指針」「熱中症予防運動指針」に基づいた計画や見直しを行う。

（２）暑さに応じた環境づくり

学校管理下での熱中症事故の多くは体育・運動部の活動中に発生しているが、運動部以外の部活動や屋内での授業中においても発生することがある。屋内で活動する場合はエアコンを稼働させ、適切な温湿度となるように調整する。

また、適切な室温を保てない場合は、必要に応じて活動内容や時間帯の変更を検討する。

（３）児童生徒の健康観察、保健指導の徹底

児童生徒の日常の健康観察を適切に行い、子どもたちの健康状態をこまめに把握する。活動内容に応じて、服装や水分補給について指導することも必要となる。児童生徒自身が、体調の不調を感じたら、すぐに申し出るよう習慣づける。

また、気温が高くなる時期を迎える前に、熱中症に関する知識や応急処置などについて保健指導を行う。十分な睡眠や食事など、基本的な生活習慣を整えることについても指導していく。

さらに、生活習慣を整える重要性について保護者にも啓発し、家庭での健康管理の協力を依頼する。

（４）水筒の持参や帽子の着用等

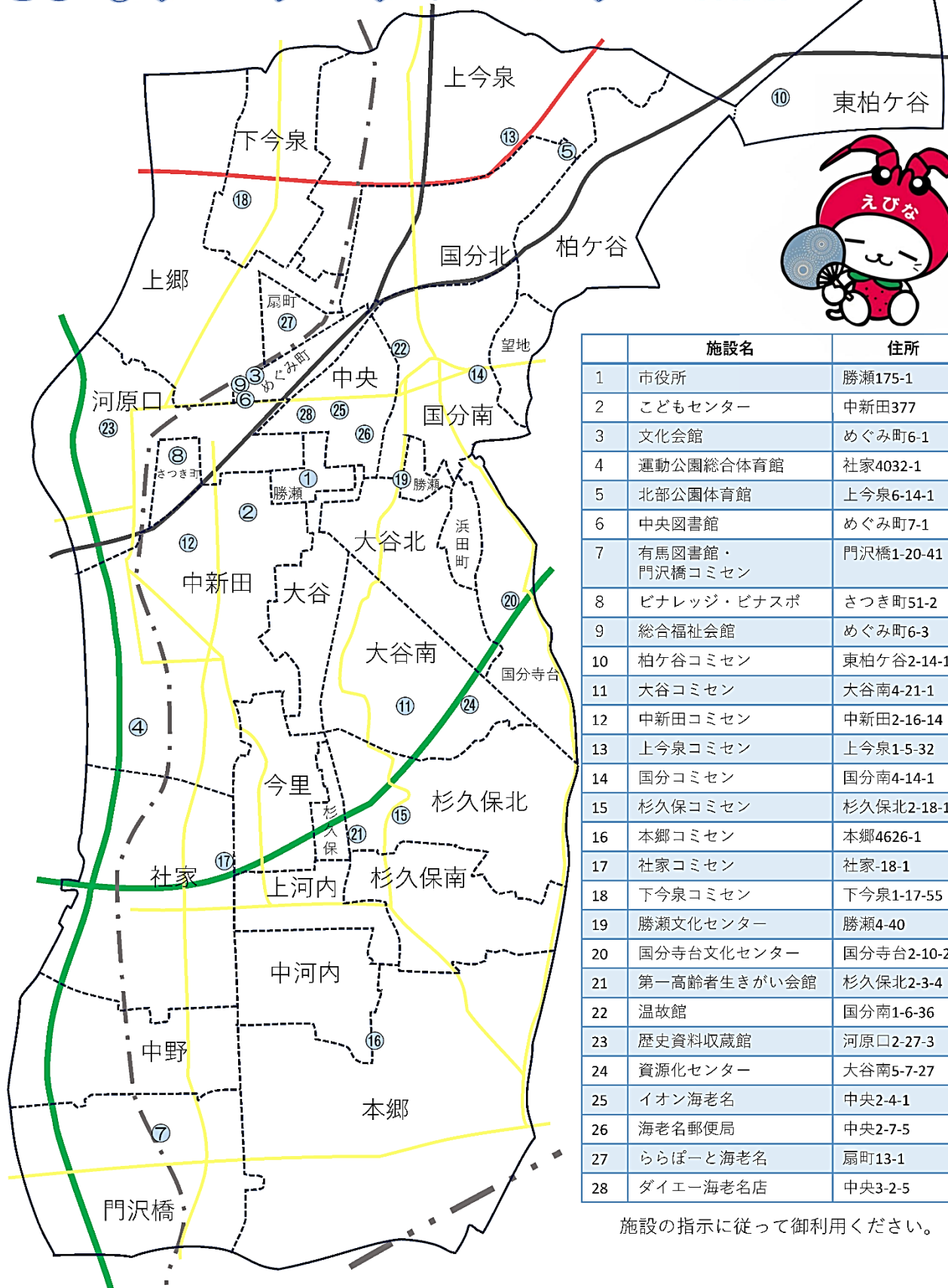
学校では水飲み場における水分補給に加えて、水筒の持参を推奨し、登下校を含めた学校生活全般において、こまめな水分補給ができるように配慮する。

また、帽子の着用や薄着での活動などを指導し、場合によっては保冷用品や日傘の使用などの対策を講じて良いこととする。身体を冷やすための対策物品の持参については、各校のきまりに沿って行う。

（５）下校時のクーリングシェルターの活用等

暑さを一時的にしのげる場所として指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の活用を周知する。施設の空いている時間に他の方の迷惑にならないように心掛け、帰宅するまでの一時休憩場所として利用することができる。

えびなクーリングシェルダーMAP



	施設名	住所
1	市役所	勝瀬175-1
2	こどもセンター	中新田377
3	文化会館	めぐみ町6-1
4	運動公園総合体育館	社家4032-1
5	北部公園体育館	上今泉6-14-1
6	中央図書館	めぐみ町7-1
7	有馬図書館・門沢橋コミセン	門沢橋1-20-41
8	ピナレッジ・ピナスポ	さつき町51-2
9	総合福祉会館	めぐみ町6-3
10	柏ヶ谷コミセン	東柏ヶ谷2-14-12
11	大谷コミセン	大谷南4-21-1
12	中新田コミセン	中新田2-16-14
13	上今泉コミセン	上今泉1-5-32
14	国分コミセン	国分南4-14-1
15	杉久保コミセン	杉久保北2-18-15
16	本郷コミセン	本郷4626-1
17	社家コミセン	社家-18-1
18	下今泉コミセン	下今泉1-17-55
19	勝瀬文化センター	勝瀬4-40
20	国分寺台文化センター	国分寺台2-10-23
21	第一高齢者生きがい会館	杉久保北2-3-4
22	温故館	国分南1-6-36
23	歴史資料収蔵館	河原口2-27-3
24	資源化センター	大谷南5-7-27
25	イオン海老名	中央2-4-1
26	海老名郵便局	中央2-7-5
27	ららぽーと海老名	扇町13-1
28	ダイエー海老名店	中央3-2-5

施設の指示に従って御利用ください。

4. 行動指針について

暑さ指数（WBGT）と暑さ指数計による確認

(1) 暑さ指数（WBGT）とは

熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）があります。

暑さ指数（WBGT）は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

暑さ指数（WBGT）は、運動環境や労働環境の指針として有効であると認められ、多くの学校において屋外での体育の授業の実施や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安として用いられています。

(2) 暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針

暑さ指数（WBGT）を用いた指針としては、公益財団法人日本スポーツ協会による「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」があります。これらの指針は、暑さ指数（WBGT）の段位に応じた熱中症予防のための行動の目安とすることが推奨されています。

体育等の授業の前や運動会・体育祭、遠足をはじめとした校外活動の前や活動中に、定期的に暑さ指数（WBGT）を確認し、これらの指針を参考に危険度を把握することで、より安全に授業や活動を行うことができます。

日常生活における熱中症予防指針

WBGT による 温度基準域	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 31℃以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 28℃以上 31℃未満		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 25℃以上 28℃未満	中等度以上の 生活活動で おこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 25℃未満	強い生活活動 でおこる 危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
- 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
- 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

5. 活動場面ごとの熱中症予防対策について

➤ 各教科等

- ☐ 教室、特別教室の室温を「18℃以上、28℃以下」となるよう環境を整える。
- ☐ 空調設備を利用して温湿度を適切に整える。
- ☐ 授業中の健康観察を行い、児童生徒の健康状態をこまめに把握する。
- ☐ 授業中も授業者の指導により適宜水分補給を可能とする。
- ☐ 児童生徒が体調不良をいつでも申し出ることができるように指導する。

➤ 体育

- ☐ 屋外で運動をする場合は POTEKA の暑さ指数を活動前に確認し、「熱中症予防運動指針」に則って判断をする。
- ☐ 屋内（体育館）で運動をする場合は、手持ち用等の暑さ指数計を用いて計測する。
- ☐ 暑さ指数は授業開始前の数値を適用とする。ただし 1 時間を超えて活動する場合は再度 POTEKA の暑さ指数を確認する。
- ☐ 暑さ指数（WBGT）31℃を上回った場合、原則運動は中止する。
- ☐ 運動の開始前、途中、終了時に児童生徒の健康状態を把握する。
- ☐ 屋内の水泳指導においては、施設の利用ルールに則るが、適宜水分補給ができるようにプールサイドに水筒を置いておくよう指導する。
- ☐ 児童生徒が体調不良をいつでも申し出ることができるように指導する。

➤ 給食・昼食

- ☐ 食事に含まれる汁物（味噌汁・スープ・牛乳など）で水分や塩分を補給する。
- ☐ 栄養バランスのとれた食事を摂取し、午後の活動に備える。

➤ 清掃活動

- ☐ 直射日光の当たる場所で清掃を行う場合は、帽子を被り短い時間で行う。

➤ 休み時間（朝休み・業間休み・昼休み）

- ☐ 屋外活動を可能とするかは、POTEKA の暑さ指数を確認し、「熱中症予防運動指針」に則って判断をする。
- ☐ 測定した情報は、数値を記録簿に記録するとともに、教職員及び児童生徒が共有できるように各校で工夫をする。（例：カラーフラッグやカラーコーンを立てる等）
- ☐ 屋外で活動をする場合は帽子の着用と積極的な水分補給を促す。

➤ 登下校

- ☐ 登下校では帽子の着用を促し、保冷用品や日傘の使用などの対策を講じて良いこととする。ただし身体を冷やすための対策物品の持参については、各校のきまりに沿って行う。
- ☐ 下校前に水分補給を促してから下校させる。

➤ **学校行事及び課外活動（運動会等の学校行事・校外活動）**

- ☐ これまで夏季に行っていた行事については、実施する時期を見直す。
- ☐ 学校行事等の実施の可否については学校長が判断する。なお、判断が難しい場合は、市教育委員会と協議の上決定するものとする。
- ☐ 活動（運動）の開始前、途中、終了時に児童生徒の健康状態を把握する。
- ☐ 活動開始前・途中に暑さ指数を確認し、「日常生活における熱中症予防指針」や「熱中症予防運動指針」に則って判断をする。
- ☐ 暑さ指数（WBGT）31℃を上回った場合、原則活動（運動）は中止する。
内容や場所を変えたり、時間を短縮して行う等の工夫をすることで、学校長の判断のもと活動をするを可能とする。
- ☐ 予め雨天時プログラムのように、高温時プログラムを考えておく。

➤ **部活動**

- ☐ 屋内・屋外を問わず部活動については、実施する時間帯、内容、活動時間を見直す。
- ☐ 午後の暑さが厳しいと予測される場合、朝に活動を行う等の工夫をする。
- ☐ 試合等の大会については大会主催者が判断をする。（主催団体の決まりに則る）
- ☐ 活動（運動）の開始前、途中、終了時に児童生徒の健康状態を把握する。
- ☐ 活動開始前に暑さ指数を確認し、「熱中症予防運動指針」に則って判断をする。
- ☐ 暑さ指数は活動開始前の数値を適用とする。ただし1時間を超えて活動する場合は再度POTekaの暑さ指数を確認する。
- ☐ 暑さ指数（WBGT）31℃を上回った場合、原則運動は中止する。
内容や場所を変える等の工夫をすることで、変更後の活動場所の暑さ指数が、手持ち用の暑さ指数計による実測で31℃を下回る場合は、学校長の判断のもと活動することを可能とする。
- ☐ 毎年、6月から9月末までの平日の放課後及び夏季休業期間中は近隣の小学校の体育館を使用できることとする。（ただし土日、祝日は学校行事及び外部団体の使用が優先となる。小学校は外部団体の利用予定を中学校と共有する。）
- ☐ 借用の調整は学校間で行い、移動中や下校させる際も安全に配慮する。
- ☐ 土日、祝日、振替休日、長期休業期間の実施についても、学校稼業日と同様の取り扱いとする。
- ☐ 活動に際して相談や報告がある場合は、管理職又は指導者が市教育委員会に連絡をする。

➤ **あそびっ子クラブ**

- ☐ 毎年、6月から9月末までの平日の放課後において、体育館の利用を中学校部活動を優先とする。そのため、基本的にあそびっ子クラブの活動場所を学校と調整の上、室内とする。（中学校部活動が体育館を使用しない時は、あそびっ子クラブも使用できる。）
- ☐ 活動開始前に暑さ指数を確認し、「熱中症予防運動指針」に則って判断をする。
- ☐ 暑さ指数は活動開始前の数値を適用とする。ただし1時間を超えて活動する場合は再度暑さ指数を確認する。

6. 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート発出時について

熱中症警戒アラートについて

(1) 熱中症警戒アラートとは

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のことを言います。

令和3年度から環境省と気象庁において「熱中症警戒アラート」の全国運用を開始してきましたが、令和6年4月1日付けで、改正気候変動適応法が全面施行され、従来の「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置付けられました。

(2) 発表方法・地域単位・基準

熱中症警戒アラートの発表単位は、高温注意情報と同じ発表区域（府県予報区等单位）を単位としています。（北海道地方、九州南部・奄美地方、沖縄地方が広域のため、細分化され、それ以外は都府県単位です。）

府県予報区内の暑さ指数（WBGT）予測地点のいずれかにおいて、翌日の日中最高暑さ指数（WBGT）を33℃以上と予想した日（前日）の17時頃に「第1号」が発表され、当日5時頃に「第2号」が発表されます。なお、前日17時頃に発表した府県予報区については、当日の予測が33℃未満に低下した場合においても、アラートを維持し、当日5時頃に「第2号」が発表されます。

当日の予想から日最高暑さ指数（WBGT）を33℃以上と予測した府県予報区については、当日5時頃に「第1号」が発表されます。

神奈川県の場合、県内5地点（横浜・海老名・辻堂・三浦・小田原）のいずれかの地点の暑さ指数が33℃以上の場合に神奈川県に熱中症警戒アラートが発表されます。

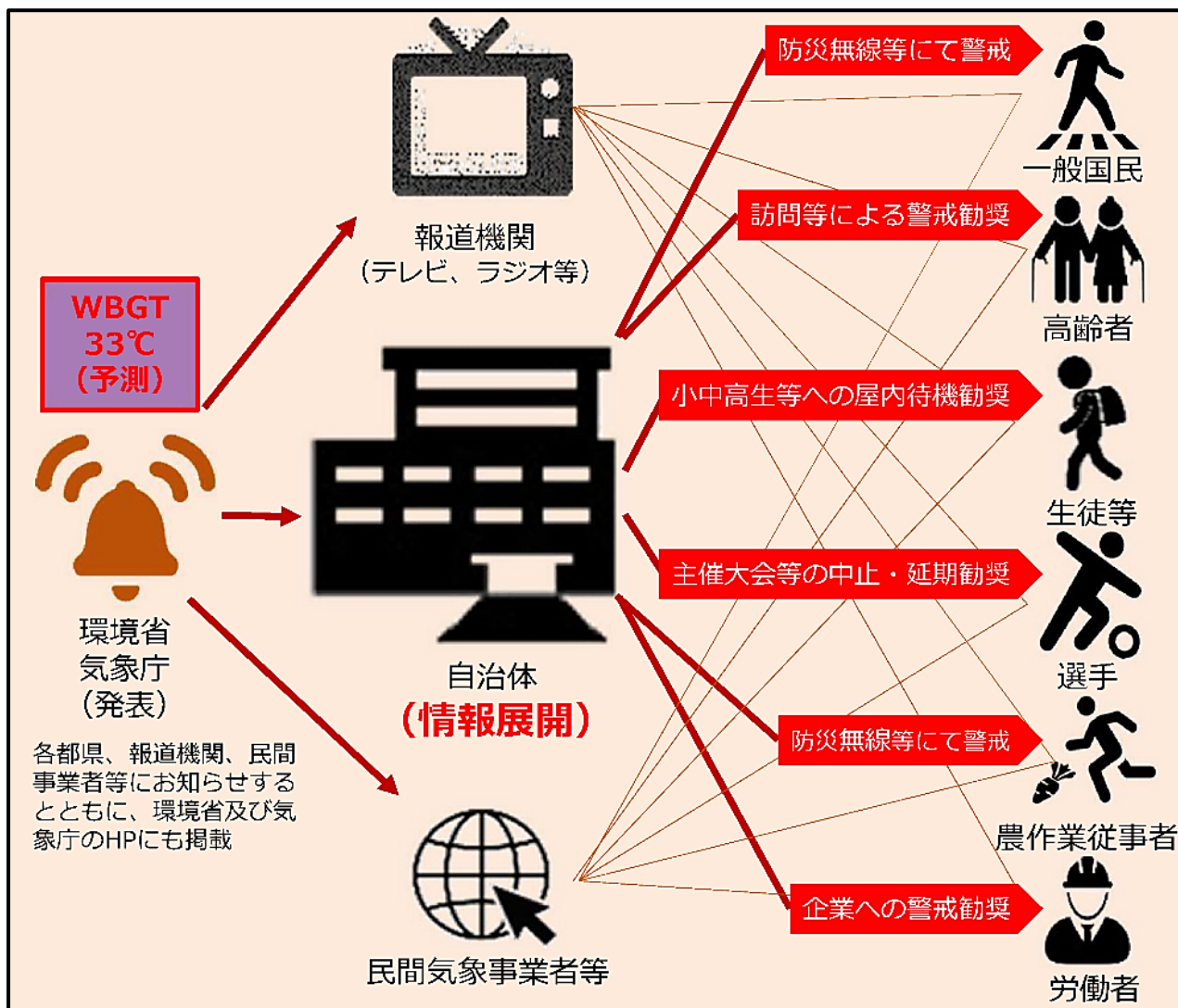
(3) 発表内容

熱中症警戒アラートでは、環境省・気象庁から次の内容が発表されます。

- 府県予報区の方々に対して熱中症への注意を促す呼びかけ
- 府県予報区の観測地点毎の日最高暑さ指数（WBGT）
- 暑さ指数（WBGT）の目安
- 府県予報区の各観測地点の予想最高気温及び前日の最高気温観測値（5時発表情報のみ付記）
- 熱中症予防において特に気をつけていただきたいこと

(4) 伝達方法

アラートは、気象庁の防災情報提供システムを通じて地方公共団体や報道機関等に対して発表されます。また、同時に気象庁のウェブサイト及び環境省熱中症予防情報サイトに掲載します。



なお、海老名市では環境省及び気象庁の発表を受け、健康推進課から市民へ防災無線及びLINE 配信等で注意喚起がされます。

(5) 熱中症警戒アラートが発表された場合

暑さ指数が 33℃以上になるということは健康に係る被害が生じるということを踏まえ、暑さから身を守るように児童生徒へ指導します。学校教育活動は POTEKA の暑さ指数を随時確認しながら実施します。

熱中症特別警戒アラートについて

(1) 熱中症特別警戒アラートとは

令和6年4月1日付けで、改正気候変動適応法が全面施行され、従来の「熱中症警戒アラート」は「熱中症警戒情報」として法律に位置付けられましたが、より深刻な健康被害が発生し得る場合に、一段上の「熱中症特別警戒情報」が発表されることとなりました。

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省より発表されます。

(2) 発表方法・地域単位・基準

発表単位は、都道府県単位となっています。

県内の暑さ指数（WBGT）予測地点の全てにおいて、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）を35℃以上と予想した日（前日）の14時頃、神奈川県に発表されます。

(3) 発表内容

熱中症特別警戒アラートでは、環境省から次の内容が発表されます。

- ―過去に例のない危険な暑さとなり、健康に重大な被害が生じるおそれがあること
- ―自分と周りの人の命を守ること
- ―通常の熱中症予防行動では不十分な可能性があること

(4) 伝達方法

アラートは、環境省及び気象庁から都道府県に対して発表されます。

なお、海老名市では神奈川県からメールを健康推進課が収受した後、防災無線及びLINE 配信等で注意喚起がされます。

(5) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合

熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、教育委員会と校長会長とで、協議を行い、対応を検討します。

○教育委員会が「臨時休業」等の措置を行う場合

危機管理課
・
健康推進課

環境省・気象庁「熱中症特別警戒アラート」



教育部：危機管理本部設置



校長会長と協議

- 臨時休業等の決定
- 短縮授業等の対応
- 集団下校等の対応
- 学校行事・部活動等の中止



教育委員会から保護者・学校へLINE等の配信

7. 熱中症特別警戒アラート発出時の連絡について

荒天時や、環境省及び気象庁から熱中症特別警戒アラートが発表された時は、教育委員会が対応を協議して決定をします。その場合は、次のように保護者に連絡をします。

◎午前6時の時点で警報が発令されている場合

【特別警報、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報】

- (1) 臨時休業の対応……………学校連絡システム「LINE」等で連絡をする。
- (2) 登校を遅らせる対応……………学校連絡システム「LINE」等で連絡をする。
 - ・給食は通常どおり配食される。
 - ・安全に十分注意して、登校をするよう促す。

◎前日14時の時点で「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合

- (1) 臨時休業等の対応……………学校連絡システム「LINE」等で連絡をする。
- (2) 土日、祝日、振替休日、長期休業期間 ……………児童生徒は登校せず、部活動等の諸活動は中止とする。※試合等の大会については大会主催者が判断をする。
- (3) 翌日の登校について……………熱中症特別警戒アラートは1日単位での発表であるため、当該日に翌日の熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、再度教育委員で協議を行い、通知をする。発表がされなければ、翌日は通常通りの登校とする。
- (4) 一斉臨時休業中の過ごし方について……………市内一斉臨時休業措置は、健康や命を守るためにとられるものであるため、外出を控える、涼しい環境を確保して過ごす等、健康に留意しながら安全な生活を心がけるよう指導する。

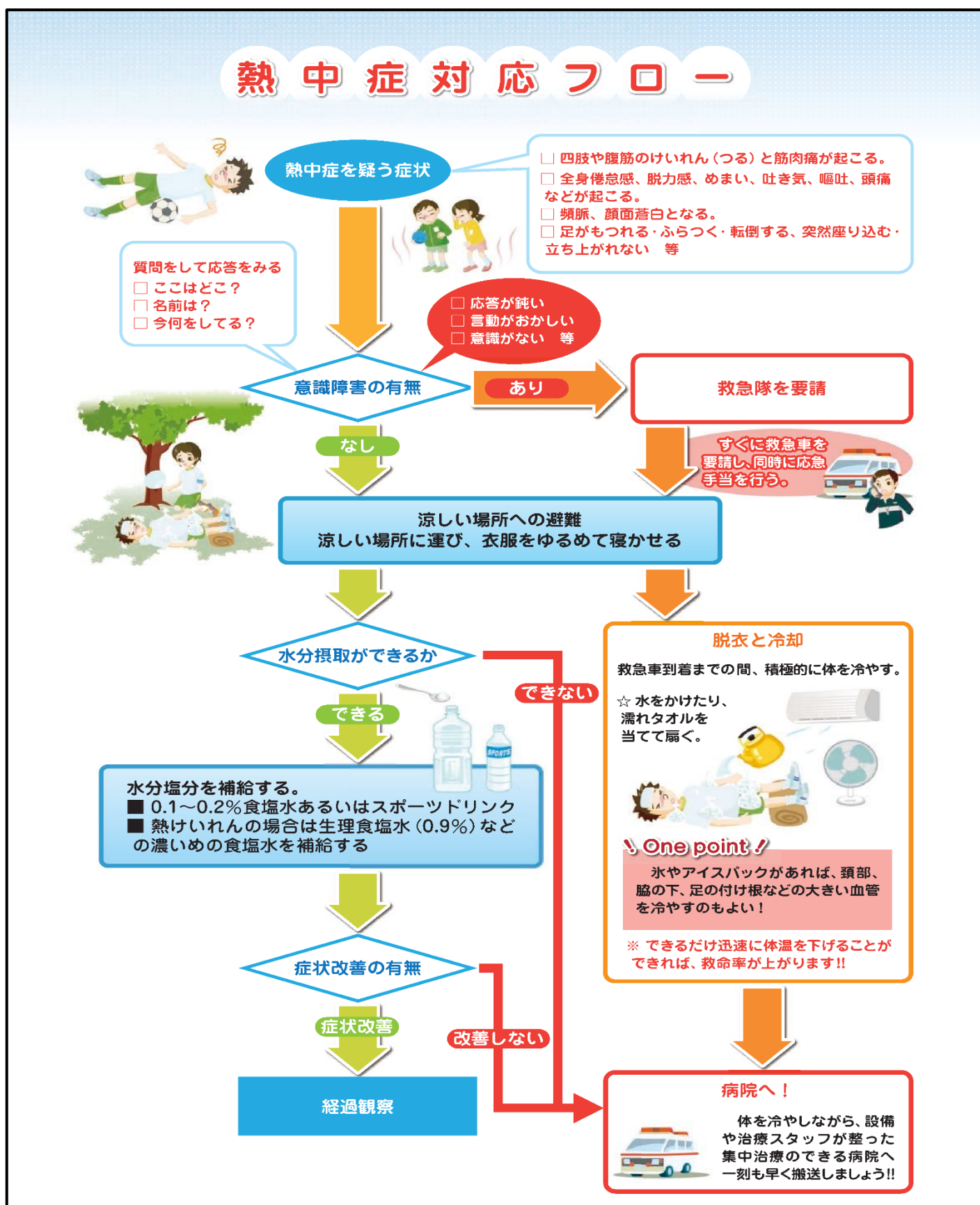
◎登校時、天候の急変等により、安全確保が難しいと判断される場合

- 家庭の判断で、自宅待機とすることを可とする。
- 学校連絡システム「LINE」等で連絡があった場合は、それに従う。

※なお、この場合は登校時間に間に合わなくても遅刻扱いとはならない。

8. 熱中症発生時の対応について

熱中症が疑われる場合は、ただちに応急処置を行います。放置すれば死に直結するというこ
とを全教職員が理解し、組織的で迅速な対応が求められます。



緊急時の具体的な動きについて

発見者

- ・子どもから離れず観察
- ・助けを呼ぶ
- ・緊急性の判断
- ・A E Dの指示 等



＜熱中症の症状があるか判断する＞

- ☐ 失神やたちくらみ
- ☐ 頭痛
- ☐ めまい（目が回る）
- ☐ のどの渇き
- ☐ 筋肉のこむらがえり
- ☐ 手足のしびれ
- ☐ 吐き気・嘔吐
- ☐ 倦怠感・虚脱感（体がぐったりする、力が入らない等）
- ☐ けいれん
- ☐ 高体温
- ☐ 意識障害（呼びかけの反応がおかしい等）
- ☐ 運動障害（まっすぐ歩けない等）

呼びかけに答えられる

呼びかけに答えられない
応答が鈍い・言動がおかしい・意識がない



救急車を呼ぶ



直ちに応急処置を行う

涼しい環境への
避難

水分・塩分の補給

脱衣と冷却

- ・衣服をゆるめて濡れたタオルを当てて扇ぐ。
- ・氷のう等を、首、わきの下、そけい部等に当てる。
- ・全身に水をかけ続ける。

体温、脈拍、呼吸数等の他に、顔色や発汗の程度、行動の異常の有無等、丁寧な観察を行う。
※普段どおりの呼吸がなければ心肺蘇生を行う

「水分を自力で摂取できない」「症状が回復しない」場合等は、医療機関を受診する

救急搬送をした場合は、教育委員会へ電話にて一報を入れる。

①チェックリスト

(1) 日頃の環境整備等	
☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AED の使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

(2) 児童生徒等への指導等	
☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動 (登下校を含む)を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点	
☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
☐	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

②通知関係

令和7年6月2日

海老名市立小中学校
保 護 者 様

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文康
(公 印 省 略)

気象観測・情報提供サービス POTEKA 設置に係るお知らせ

日頃より、本市の学校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、近年の酷暑や大雨への対策として市が気象観測・情報提供サービス（POTEKA）を学校に設置することになりました。

厳しい暑さにより熱中症のリスクが高まっていることから、学校でも POTEKA を活用し対策を行ってまいります。詳細については次の通りです。

1. 「POTEKA」で得られる情報について

・気温 ・湿度 ・気圧 ・風 ・日射 ・雨量 ・降水強度 ・暑さ指数 ・天気 等

2. POTEKA の設置校と共有校について

それぞれの学校を海老名市の台地や谷底等の地形を考慮してグループ分けしています。
グループごとに得られた情報を共有します。

設置校	共有校	共有校	共有校	共有校
① 上星小学校 (北部台地グループ)	柏ヶ谷小	東柏ヶ谷小		
② 有鹿小学校 (北中部谷底平野グループ)	今泉小	海西中	今泉中	
③ 杉久保小学校 (北中部台地上谷底平野グループ)	大谷小	杉本小	柏ヶ谷中	
④ 海老名小学校 (中南部台地グループ)	有馬小	海老名中	有馬中	大谷中
⑤ 門沢橋小学校 (中南部谷底平野グループ)	中新田小	社家小		

3. その他

○学校では設置から2週間程度を試行期間とし、本格運用は6月16日（月）以降を予定しています。

○併せて別途「海老名市立小中学校熱中症予防ガイドライン」をお示しする予定です。

○本件に係る問い合わせについては、下記までお願いします。

問い合わせ先
海老名市就学支援課健康給食係
電話：046-235-4921

『海老名市立小中学校熱中症予防ガイドライン』

初 版 発 行 令和 7 年 6 月

海老名市教育委員会 教育部就学支援課
〒243-0422 神奈川県海老名市中新田 377
えびなこどもセンター 2 階